

市民生活

剪定枝の拠点収集(8月)

拠点収集は1束の長さ2メートル以内・1本の太さは5センチ以内です。事業所で出たものは受け付けません。クリーンセンターに直接持ち込む場合は有料です。
(ごみゼロ推進課 ☎581・0444)

9:00~11:00	13:30~15:30
7日(木)	多摩平第1公園
8日(金)	高幡不動駅北第4駐輪場入口
13日(木)	旭が丘中央公園
14日(木)	リサイクル事務所
19日(火)	さかい公園
20日(水)	ハケ下公園
21日(木)	鳥と緑の国際センター
25日(月)	日野台公園
26日(火)	黒川地域広場
27日(水)	沢田公園
	さいかちせき公園
	まつばやし地区広場

法テラス・東京三弁護士会共催「無料法律相談」

7月29日(火)午後1時30分~4時30分 相談時間1人30分/市役所1階市民相談室/先着6人/7月22日(火)から市長公室市民相談担当へ申込

福祉オンブズマンの苦情相談日

8月8日(金)・29日(金)午前9時~正午、15日(金)・22日(金)午後2時~5時/市役所2階福祉オンブズマン室/相談希望の方は事前に連絡を/生活福祉課福祉オンブズマン担当

告知板

防衛省自衛官等採用説明会

7月27日(日)・29日(火)午後1時~5時/勤労・青年会館/防衛

省自衛隊八王子地域事務所(☎042・644・8157)
食育講演会「1カ月で子どもの心と体が変わる!元野菜のひみつ」

7月21日(祝)正午~午後3時/市役所5階505会議室 直接会場へ。保育室あり(16日(水)までに申込)/生ごみ堆肥で野菜を育てている学校や地域を紹介/先着100人/環境保全課

平成20年度生産緑地地区の追加指定
指定要件:①良好な生活環境確保に効果があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適している②面積が一団で500平方メートル以上の農地である③農業が継続可能であるなど 詳細は問い合わせを/審査受付:8月1日(金)~15日(金)に必要書類を市役所3階都市計画課へ

日野市憲法記念日行事講演会「裁判員制度について」
8月3日(日)午前10時~正午/市役所5階505会議室 直接会場へ/講師:木下信行氏(弁護士)/市長公室市民相談担当

排水設備工事責任技術者共通資格試験
10月19日(日)午前10時~正午/青山学院大学(渋谷区)/6千円(受験料)/7月25日(金)から市役所3階下水道課で申込書配布/8月1日(金)~9月1日(月)に郵送受付

資格者更新講習
9月17日(水)・18日(木)のいずれか1日(2時間)/日比谷公会堂(千代田区)/3千500円(受講料)/8月25日(月)までに郵送受付
いずれも〒100 8699 日本ビル内郵便局私書箱第164号東京都下水道サービス(株)へ/下水道課

福祉

日野市社会福祉協議会在宅高齢者ケアサービス事業20周年記念講演会「高齢者の在宅福祉の現状と市民参加のまちづくり」

7月29日(火)午後2時~4時/市民会館小ホール/講師:加瀬裕子氏(早稲田大学教授)、廣澤眞珠氏(調布ゆうあい福祉公社課長)等/180人/同協議会 ☎591・1567へ申込

ひとり親家庭等の医療費助成
母子・父子家庭や、それに準ずる家庭の方に「ひとり親家庭等医療費」を発行します。診療の際にこの医療証を健康保険証と一緒に提示すると、保険診療の一部が助成されます。既に医療証をお持ちの方は7月末に現況届を送付しますので提出してください。

受給要件:①市内に住所がある母子・父子家庭が、それに準ずる家庭(父母以外の養育者、親が重度の障害者など)②平成2年4月2日以降生まれの児童を養育している(助成期間は18歳の年度末まで)③各種健康保険に加入している④生活保護を受けていない⑤児童を里親に委託したり、児童福祉施設などに入れている(一部助成可能な施設あり)⑥東京都心身障害者医療の助成を受けていない(子または親のみが受けている場合は可)⑦平成18年分の所得が一定以下(表1参照)

ひとり親家庭等医療費助成制度所得制限額表(表1)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者など
0人	192	236
1人	230	274
2人	268	312
3人	306	350
4人	344	388

※5人目以降は1人につき38万円を加算
※所得額から社会保険料控除相当額(全員一律)8万円を引くことが出来ます
※給与所得者は平成18年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をした方は平成18年分確定申告書(控)の「所得額合計」をご覧ください
※その他、控除出来るものがあります。詳細は問い合わせを

(子育て課助成係) 児童扶養手当の申請から5年以上経過する方へ
児童扶養手当は、4月の手当以降、手当を申請した翌月から5年または支給の要件に該当した日から7年を経過した時点で、就労が困難な事情がないにもかかわらず就労や自立に向けて努力されていない場合、手当額が2分の1に減額となります。

ただし、①就業中②求職活動などの自立を図るための活動をしている③身体または精神に障害がある④負傷・疾病などで就業することが困難⑤お子さんが親族が障害・負傷・疾病・要介護状態などで介護を行う必要があり就労が困難などに該当する場合は手続きをすれば減額されません。

該当者にはお知らせを順次郵送しますので、相談・手続きをお願ひします。

対象:児童の母で手当の申請から5年以上経過する方または支給要件から7年を経過する方(子育て課助成係) 日程・会場は下表のとおり/認知症の高齢者を介護している家族対象/精神科医師や心理力

認知症家族介護者交流会(専門相談会)

平成20年度認知症家族介護者交流会(専門相談会)一覧(変更の場合あり)

ひとり親家庭と障害児の養育者に手当を支給
母子・父子家庭、障害のあるお子さんを養育している方に各種手当を支給します(左表参照)。(子育て課助成係)

育成手当
次のいずれかに該当する平成2年4月2日以降生まれの児童を養育している父、母または養育者①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上生死不明⑤父、認知の父または母から遺棄されている(仕送り、連絡などが1年以上ない)⑥父または母が1年以上拘禁されている⑦婚姻によらないで出生(認知されていても認知の父に扶養されていなければ支給可)

児童扶養手当
次のいずれかに該当する平成2年4月2日以降生まれ(一定の障害がある児童は20歳未満)の児童を養育している母または養育者①父母が離婚②父が死亡③父が重度の障害者④父が1年以上生死不明⑤父、認知の父から遺棄されている(仕送り、連絡などが1年以上ない)⑥父が1年以上拘禁されている⑦婚姻によらないで出生(認知されていても、認知の父に扶養されていなければ支給可)

障害手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①愛の手帳1~3度程度②身体障害者手帳1~2級程度③脳性麻痺または進行性筋萎縮症

ひとり親家庭と障害児の養育手当

対象	支給額
育成手当	申請の翌月分から児童1人につき月13,500円
児童扶養手当	申請の翌月分から児童1人の場合...月9,850円~41,720円 児童2人目以降は加算あり(所得に応じて変わります) ※受給権は資格発生時から5年で時効になる場合があります
障害手当	申請の翌月分から児童1人につき月15,500円

高幡福祉センターの利用開始

8月1日(金)から特別養護老人ホーム浅川苑1階に「高幡福祉センター」を開いたします。8月と9月の利用の申し込みを7月29日(火)午前9時から特別養護老人ホーム浅川苑で受け付けます。
※10月以降の利用は、利用日の2カ月前から受け付け。(高齢福祉課)

東京都の生活安定化総合対策 事業がスタート
主な支援メニュー
生活相談と併せて職業訓練の紹介、職業訓練期間中の受講奨励金の支給、各種貸付、児童向け学習塾など受講料・大学受験料の無利子貸付が

8月以降、市役所内に設置予定の「生活安定化支援窓口」でお受けします。
当事業の利用は所得が一定水準以下であるなどの要件があります。詳細は問い合わせを。(生活福祉課)